第九条第二項	熱供給事業の
第九条第三項	第五条第三号
第十条第一項	熱供給事業の
第十一条の見出し	事業
第十一条第一項	熱供給事業の
第十一条第三項	熱供給事業の 供給区域
第十二条の見出し	事業
第十二条第一項	事業を
第十二条第二項	第七条第一項の許可
	同条第四項において準用する第六条第一項
	期間（第七条第四項において準用する第六条第三項の規定による延長があつたときは、延長後の期間）
	において事業を開始せず、又はその期間内に第四条第一項第三号の事項を変更しない
第十二条第三項	この法律の規定又はこれ

指定旧供給区域熱供給の	改正法附則第五十一条第二項第二号
指定旧供給区域熱供給の	指定旧供給区域熱供給
指定旧供給区域熱供給の	指定旧供給区域熱供給
指定旧供給区域熱供給の	指定旧供給区域
指定旧供給区域熱供給を	指定旧供給区域熱供給
改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前に旧熱供給事業法第七条第一項の許可であつて供給区域の増加に係るもの	第六条第一項
	期間
改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前に旧熱供給事業法第七条第一項の許可であつて、当該許可に係るその増加した供給区域について指定旧供給区域である区域における熱供給事業者が同条第三項の規定により指定された期間内にその増加する指定旧供給区域において指定旧供給区域熱供給を開始しないときを除く。）は、改正法第七条の規定による改正後の熱供給事業法（以下「新熱供給事業法」という。）第三条の登録	は、第三条の許可
	第七条第一項の許可
	同条第四項において準用する第六条第一項
	期間（第七条第四項において準用する第六条第三項の規定による延長があつたときは、延長後の期間）
	において事業を開始せず、又はその期間内に第四条第一項第三号の事項を変更しない
	この法律の規定又はこれ

供給区域	指定旧供給区域
第三条又は第七条第一項	新熱供給事業法第三条の登録又は改正法附則第五十一条第一項
許可	登録又は許可
第十二条第四項	
第十五条第一項	前条第一項の認可を受けた供給規程（	改正法附則第五十二条第一項の認可を受けた指定旧供給区域熱供給規程（同条第四項の規定による変更の届出があつたとき、又は
供給規程）	指定旧供給区域熱供給規程）
熱供給を	指定旧供給区域熱供給を
供給規程に	指定旧供給区域熱供給規程に
第十六条の見出し	供給規程	指定旧供給区域熱供給規程
第十六条第一項	熱供給の	指定旧供給区域熱供給の
	供給区域	指定旧供給区域
	は、地方公共団体以外の	は、
	第十四条第一項の認可を受けた供給規程（	改正法附則第五十二条第一項の認可を受けた指定旧供給区域熱供給規程（同条第四項の規定による変更の届出があつたとき、又は
	供給規程）	指定旧供給区域熱供給規程）
第十六条第二項	供給規程	指定旧供給区域熱供給規程
第三十条第一項	この法律	第六条第一項若しくは第三項、第九条第一項若しくは第二項、第十一条第一項若しくは第十二条第一項から第三項まで、第十五条第一項ただし書若しくは第十六条の規定若しくは改正法附則第五十条第一項、第二項若しくは第五項、第五十一条第一項、第三項若しくは第五項、第五十二条第一項若しくは第四項若しくは第五十五条
第三十六条第一号	熱供給事業	指定旧供給区域熱供給
第三十七条第二号	熱供給	指定旧供給区域熱供給
第三十九条第一号	第六条第四項において準用する第十条第二項又は第二十三条第一項若しくは第二項	第六条第四項又は第十条第二項
第四十条	第三十五条から前	第三十六条第一号、第三十七条第二号又は前条第一号